社会福祉法人恩賜財団済生会 法令遵守規程

平成２２年　５月２７日制定

（目的）

第１条　この規程は、社会福祉法人恩賜財団済生会（以下「本会」という。）における法令遵守に必要な事項を定めることにより、役職員等が全ての法令等を遵守し、社会規範を尊重するとともに、本会の業務活動が高い倫理性を持って行われることを確保することを目的とする。

（定義）

第２条　この規程において「法令等」とは、法律及びこれに基づく命令（告示、通知を含む。）並びに本会の定款、諸規程（細則、要領を含む。）及びこれらに関連する通知をいう。

２　この規程において「法令遵守」とは、法令等を遵守するとともに、社会規範を尊重して行動することをいう。

３　この規程において「役職員等」とは、本会の役員及び職員、派遣労働者並びに本会の契約先の労働者をいう。

４　この規程において「本会の業務活動」とは、本会定款に規定する業務活動をいう。

（役職員等の責務）

第３条　役職員等は、本会の業務活動が社会からの信頼の上に成り立つことを自覚するとともに、自らが本会の業務活動の一端を担っていることを深く認識し、常に誠実に判断し、行動する責務を有する。

２　役職員等は、自らの専門知識、技術の維持向上など自己研鑽に努めるとともに、自らの専門知識、技術、経験を活かし、本会の業務活動を発展させることにより、定款に規定する目的の達成に積極的に貢献する責務を有する。

（法令遵守責任者等）

第４条　本会に、法令遵守責任者を置く。

２　法令遵守責任者は、法令遵守の推進について統括し、本会全体における法令遵守体制の確立を図るとともに、本会の業務活動の公正な遂行の確保その他法令遵守に関する業務を行うものとする。

３　事務局、支部、施設及び実施事業（以下「施設等」という。）毎に副法令遵守責任者を置く。

４　副法令遵守責任者は、施設等における法令遵守体制の確立を図るとともに、本会の業務活動の公正な遂行の確保その他法令遵守に関する業務を行うものとする。

（法令等の遵守）

第５条　役職員等は、本会の業務活動の実施、経理事務の遂行等に当たっては、法令等を遵守し、不正を行ってはならない。

２　役職員等は、事業の計画・立案、申請、実施、報告等本会の業務活動、経理事務の遂行等の各過程において、本規程の趣旨に沿って誠実に行動するものとし、本会の業務活動で得た診療データ等の記録保存や厳正な取扱いを徹底し、ねつ造、改ざん、盗用などの不正行為等を行ってはならない。

（職場環境の整備）

第６条　役職員等は、本会の業務活動の実施に当たり責任ある行動の実践と不正行為の防止を図るためには、公正な業務遂行を重視する職場環境の確立が重要であることを自覚し、所属する部署における職場環境の質的向上に積極的に取り組むものとする。

（利益相反）

第７条　役職員等は、本会の業務活動の実施に当たり、個人と組織、あるいは異なる組織との利益の衝突に細心の注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応するものとする。

附則

（施行期日）

この規程は、平成２３年１月１日から施行する。